

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に採用され、営業職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅において自殺した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消決定を受け、平成〇年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分をした。

請求人は、これらの変更決定処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、本件再審査請求の理由において、給付基礎日額の増額を求める旨主張している。

この点について、請求代理人は、先立つ審査請求の理由において、未払いの時間外割増賃金が給付基礎日額に算入されていない旨主張するものの、決定書理由に説示のとおり、同主張に係る追加資料は提出されていない。また、本件再審査請求においても、同様に、追加資料の提出はなく、上記主張に対する具体的な不服内容は述べられていない。

(2) 当審査会において、改めて本件一件記録を精査するも、被災者には、新たに未払いとして加算すべき時間外割増賃金があるとは認められないことから、前回処分に係る決定を踏まえて監督署長により再計算して算出された給付基礎日額〇円は適正な額であると判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の給付基礎日額は〇円を超えるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料に関する処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。